

評議員選考委員会運営規程

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本友愛協会（以下「この法人」という。）の定款第17条に規定する評議員の選任、解任に関する委員会を設置し、かつその運営の円滑化を図ることを目的として必要な事項を定める。

(設置及び任務)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、評議員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、この法人の評議員の選任及び解任することを任務とする。

(構成)

第3条 選考委員会は、定款第17条第3項に定める構成による。

2 選考委員は、理事会で選任及び解任する。

3 選考委員会の議長は、互選による。

(招集及び開催)

第4条 選考委員会は、評議員の選考を行う必要に応じ理事長が招集する。

(選考方法)

第5条 評議員の選考は、定款第17条の規定に従う。

(情報提供)

第6条 理事会は選考委員会における前条の審議に当たり、評議員候補者を推薦する場合は定款第17条第6項の規定に従う。

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選考委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選考委員会委員が議事録に署名、押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

(任期)

第8条 選考委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選考委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 評議員選考委員は、無報酬とする。

2 評議員選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年9月17日第82回理事会決議)